

平成26年9月定例会 県土整備委員会（事前）

平成26年9月19日（金）

[委員会の概要 危機管理部関係]

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時49分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第3号）について（資料①，②）
- 議案第2号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第4号）について（資料③）
- 議案第19号 徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約について

【報告事項】

- 戦略的災害医療プロジェクトについて（資料④）
- 「水産加工業及び漬物製造業届出制度」の届出状況等について（資料⑤）

床桜危機管理部長

危機管理部から9月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。委員のお手元には、9月補正予算の先議案件である説明資料及びその参考資料と、それ以外の補正案件である説明資料（その2）をお配りさせていただいております。

まず、先議案件である県土整備委員会説明資料により、御説明を申し上げます。

平成26年度一般会計補正予算について、先議をお願いするものでございます。

資料の1ページをお開きください。危機管理部における補正予算（案）といたしまして、一番下の計の欄の左から3列目に記載のとおり、6億円の補正をお願いするものであり、補正後の予算額は61億3,549万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。南海地震防災課の防災総務費の摘要欄①防災対策指導費であります。

徳島県生活再建特別支援事業に要する経費として、6億円を計上しております。

この徳島県生活再建特別支援事業につきましては、お配りしております参考資料により御説明申し上げます。参考資料を御覧ください。

まず、資料の左側、本年8月の台風11号、12号の被害状況について御説明申し上げます。

台風11号、12号は本県に甚大な被害をもたらし、県下の広い地域で浸水被害が発生、多

数の住家が床上、床下浸水など被災をしたところであります。

また、農林水産施設及び公共土木施設を合わせて約87億円、農産、林産、畜産被害として合計7億3,000万円の被害が出ております。そこで、県といたしましては、被災された県民の皆さまの生活再建を支援するため、このたび、徳島県生活再建特別支援事業を創設したところであります。

今回の災害では、床上浸水以上の浸水により、住家被害に加え、家具や家電など生活必需品にも大きな被害が生じたことから、このたびの制度では、従来、対象としていなかった床上浸水世帯について補助対象とするとともに、新たに生活必需品についても補助対象としたところであります。

対象限度額につきましては、全壊300万円、半壊150万円、床上浸水100万円を最大とし、その負担割合は県が4分の2、市町村が4分の1以上を負担することとしております。

なお、災害救助法の適用を受けた那賀町につきましては、その負担割合は、県が4分の3、町が4分の1としております。

県といたしましては、今回、被災者支援として打ち出した他の制度と併せて、被災された方々の一日も早い生活再建の実現に取り組んでまいります。

続きまして、県土整備委員会説明資料（その2）について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。危機管理部における9月補正予算（案）といたしまして、一番下の計の欄の左から3番目の欄に記載のとおり、7,553万8,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は62億1,103万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。危機管理政策課についてであります。防災総務費の摘要欄①危機管理対策費であります。

国民保護法に基づき、テロなどの緊急対処事態発生時における関係機関相互の情報連絡・調整要領の検証等を目的に共同図上訓練を実施するため、国民保護訓練費として651万2,000円を計上いたしております。

続きまして、3ページをお開きください。南海地震防災課についてであります。防災総務費の摘要欄①防災対策指導費であります。

このたび、総務省の事業採択を受け、県民からの情報提供を活用した災害時の情報収集や分析体制の構築などの実証実験を行うため、戦略的災害医療G空間プロジェクト事業として、6,300万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。消防保安課についてであります。消防指導費の摘要欄①消防指導費であります。

救急救命士が行える処置が拡大されたことに伴い、所定の追加講習を市町村消防と協力して実施するにあたって必要な資機材を整備するため、救急救命士処置拡大現場対応強化事業として102万6,000円を計上いたしております。

5ページをお開きください。安全衛生課についてであります。まず、環境衛生指導費の摘要欄①生活衛生指導助成費であります。

徳島県生活衛生営業指導センターのネットワークを活用し、営業者に対する講習会等を

通じ、メニューや商品等に関する適正表示を推進するため、飲食店メニュー等適正表示推進事業として100万円を計上いたしております。

次に、園芸振興費の摘要欄①食品表示適正化指導費であります。鳴門わかめ認証制度のモデル的導入による信頼回復とブランド力の向上を図るため、鳴門わかめ認証制度推進モデル事業として400万円を計上いたしております。

6ページをお開きください。請負契約でございます。徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事でございます。整備後17年が経過し、設備が老朽化した防災行政無線につきまして、平成26年度から2年をかけて、無線のデジタル化、ネットワークの多重化、IP化により、高い信頼性の確保と高機能化を図るものであります。

このたび、この再整備工事に係る請負契約につきまして、WTO方式の一般競争入札により、三菱電機・三笠電気・徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事共同企業体が落札し、仮契約を結んでおりますことから、本契約を締結するに当たり、議会の議決を頂くものであります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、2点、御報告いたします。お手元の委員会資料（その1）を御覧ください。

まず、一点目は、戦略的災害医療プロジェクトについての実施状況及び今後の予定について御説明申し上げます。

学識経験者や医療・防災関係機関、企業関係者などにより構成するプロジェクト会議につきましては7月25日に第1回会議を開催したところであり、今後2回程度開催し、年度内に中間とりまとめを行うこととしております。

モデル地域における取組につきましては、地域特性に応じたモデル的取組を実証することとしており、8月28日に西部圏域として美馬市木屋平地区で開始し、11月から南部圏域での取組も開始する予定としております。

また、その他の主な取組といたしまして、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊の創設や自衛隊ヘリコプターによる夜間災害時救急搬送訓練を行うとともに、先ほど御説明した戦略的災害医療G空間プロジェクト事業に取り組んでいく予定としております。

また、フェリーの災害時多目的利用の実証や長期化する避難生活の中で、欲しい物リストを活用して、公的な支援物資では補うことが困難な被災者のきめ細やかなニーズに対応するため、アマゾン・ジャパン株式会社との協定締結を行ったところであります。

加えて、今後は、緊急車両や病院・避難所等が優先的に給油を受けられるよう、ガソリンスタンド等に燃料を備蓄する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業にも取り組む予定としております。今後とも、平時と災害時のつなぎ目のないシームレスな医療体制の構築を目指し、プロジェクトを進めてまいります。

次に、お手元の委員会資料（その2）を御覧ください。

二点目は、水産加工業及び漬物製造業届出制度の届出状況等についてであります。

これまでの食材偽装や産地偽装により、食への不信が増大する中、信頼回復に向けた仕組みづくりとその早期実践を図るため、資料の左側に記載しておりますが、本年8月から全国初となる新たな取組としまして水産加工業及び漬物製造業に対する事業者及び表示責任者の届出制度を創設し、昨日までに403件を受け付けたところであります。

また、鳴門わかめの信頼回復とブランド力の更なる向上を図るため、産地証明書や加工履歴などの関係書類の整備を義務づけた鳴門わかめ認証制度の創設について、新わかめが流通する来年1月のスタートに向け、現在、関係団体と鋭意調整を行っているところであります。

なお、認証シール貼付業者の認証については、資料、右側中段に記載しておりますが、業界団体からの意見や要望を踏まえ、このたび、県の農林水産部が行うことといたしました。併せて、認証シールを発行する組織として、わかめ加工者団体や生産者団体からなる、仮称ではございますが、鳴門わかめ協議会の設立準備を進めているところであります。

今後とも、わかめ生産者や加工業者に対し当該認証制度の浸透を図り、鳴門わかめの信頼確保に全力で取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

杉本委員

先般の台風11、12号で水の花荘に関しまして、危機管理部の皆様方にも厚くお礼申し上げます。

今まで25年間のうち、9回、避難をしております。今まで駐車場までは来ることがありましたが、1メートルの高さまで水が来ることはございませんでした。避難について職員から指示を求められましたので、床桜危機管理部長に電話をさせていただきました。その後、藤本長寿保険課長からも電話を頂き、職員に道筋が示すことができたということは大変ありがたかったと、まずもって厚くお礼を申し上げたい。

ただいま台風11号、12号による被害状況の報告や、生活再建特別支援制度の説明がありました。特に那賀町では、災害救助法が適用された深刻な被害状況でございました。

実は、那賀町の災害救助法適用は2回目でございます。平成16年も経験しておりますが、前回の災害救助法は基本的には原形復旧のみという制度でした。今度は、実に至れり尽くせりというか、もう一回、再建、再起しようか、ここで住もうかという気持ちになれるような支援策になっているような気がします、どこがどのように違うのでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、平成16年度に創設いたしました制度と今回の制度がどのように違うのかという御質問でございます。

平成16年度に創設いたしました住宅再建特別支援制度につきましては、全壊、半壊の住宅が対象ということで、それに対する建設や購入、それから補修費等につきまして支援を行ってきたということで、生活の基盤となる住宅の早期再建の促進を目的としたものでご

ございました。

今回の災害につきましては、床上浸水が相当多かったことに加えまして、住宅被害が多かった。それと、家具や家電、生活必需品にも大きな被害が出たこともございまして、生活再建を早期に図ることを目的にしております。

そのような中で、どのようなことが違うかといいますと、一点目は、床上浸水の世帯についても対象といたしました。

二点目といたしましては、生活必需品も補助対象といたしました。

それから、前は持ち家の方のみが対象でございましたが、今回は、借家の方につきましても、生活必需品については補助対象としたところでございます。

杉本委員

かなり親切になってきたと考えてよいと思います。

四国の森林組合長の会が今年高知県であったのですが、私が、今説明があったことを、各県の組合長や高知県の方に話をしますと、徳島県の制度が一番良いのではないかと、我が県より進んでいるのではないかとという意見がありました。

四国4県だけで結構ですが、他県と比べて徳島県はかなりレベルが高いのでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

四国におきまして、被災者生活再建支援制度、徳島県が大分進んでいるのではないかとこの御質問でございます。

今年5月の調査でございますが、四国におきましてはこのような制度を設けているところはございません。中国地方については、鳥取県、島根県、広島県、山口県と、支援制度を設けているところはございますが、これも国の支援法の制度に準じておりまして、対象は、全壊、大規模半壊以上ということで、今回、徳島県が設けました制度のように、床上浸水に対して生活必需品を対象にしたというようなものはございません。

杉本委員

行政としては、先取っていくことが大変必要なことではないかと感じております。

被害というのではないほうがいいのですが、今回のように連続した台風や集中豪雨はもう避けられないような状況になってきていると思います。かなりの覚悟を我々も生活の中でしておかなければならないという感じもございまして、大きな被害が発生したときには、今回創設しております生活再建特別支援制度を是非適用していただきたい。そして、もっと充実させていただければありがたい。

床桜危機管理部長

まずは、今回の台風11号、12号について、従来、住宅再建という概念であったものを生活再建ということに切り替え、全壊・半壊以上であったものを床上浸水以上といたしました。やはり、床上浸水しますと、生活そのものの再生に相当大きなエネルギーが要る、また、それに伴って家具や電化製品も相当傷んでいるということもあり、全国に比べて一歩

あるいは二歩進んだ制度を創設させていただいたところでございます。それについて一定の評価を頂いたことに関しまして、感謝申し上げたいと思います。

このような災害というのはいつ来るかわかりませんので、常にそうした備えを持って、まずは臨んでいく。可能な限り被害を抑えていくという取組とともに、事あったときには、その地域の生活を守っていくという観点からも、こうした生活再建のための特別制度は是非必要だと私は考えております。もちろん、災害救助法が適用されるような大規模災害というのが一つの前提になろうかとは思いますが、やはり地域を再生し維持するための制度として必要だと考えておりますので、そうした基本的なスタンスに立って関係部局ともしっかりと協議をしてまいりたいと考えております。

大西委員

私も、生活再建特別支援事業についてお伺いしたいと思います。

杉本委員も質問されましたが、今回の床上浸水にも対応するというところで、徳島県が非常に踏み込んでおり、大変評価をするところでございます。

今、資料で説明をして頂きましたが、台風11号、12号の被害状況が書かれておりまして、右側に対策が書かれております。被害状況全体は御報告頂いて分かりましたが、この対策に対しての状況というのは書かれておりませんので、確認のためにお聞きしたいと思います。

生活再建特別支援事業で、住宅再建を含む生活再建のための制度を創設していただいたわけでございますが、今回の事業で対象となる世帯は、全壊、半壊、床上浸水ということになっているのですが、この対象の世帯は徳島県内で何世帯、それから、何市何町で何世帯という状況が、もう既に全部はっきりしているのか。把握されていまして、その数字を教えてくださいたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今回の制度の対象となる世帯が幾らあるかという御質問でございます。全壊が5世帯、半壊が147世帯、それから床上浸水が496世帯の方々が対象となっております。

徳島市が、床上浸水で15世帯。鳴門市が床上浸水で1世帯。小松島市が床上浸水で64世帯。阿南市が、半壊1世帯、床上浸水182世帯。吉野川市が床上浸水23世帯。阿波市が床上浸水5世帯。美馬市が床上浸水2世帯。神山町が床上浸水1世帯。那賀町が、全壊4世帯、半壊145世帯、床上浸水100世帯。美波町が床上浸水6世帯。海陽町が半壊1世帯、床上浸水94世帯。つるぎ町が床上浸水2世帯。東みよし町が全壊1世帯、床上浸水が1世帯の方々が対象となっております。

現在、調査中でございますし、まだ市町村のほうに問い合わせもありますので、今後、数字には変更があると思われま。

大西委員

一部損壊の47世帯は対象にならない、当然、床下浸水も対象にならないということですね。

しかし、半壊と一部損壊とは、どのように違うのでしょうか。言葉の定義があるのかなのか、一部損壊は対象にならないのか、そのことを簡単に説明していただきたい。

それと、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市など、県中央部、県東部、県西部も含まれることになって、かなり広範囲でこの制度を適用するという一方で、新聞では那賀町や海部郡や阿南市が随分クローズアップされていますが、徳島県全体でこの台風11号、12号の被害が出たところは、どの地域でも対象になるということで今は理解いたしましたので、大変幅広い制度で良かったと思っております。

もう一つは、新聞記事に浸水家庭生活再建費補助ということで大きく出ましたので、この制度が創設されたことを知らない人はいないと思います。

ところが、これは県が直接するのではなく、市町村が窓口を設けて説明をしているという中で、県の担当の方がいろいろスキームを考えて、それを連絡していると思いますが、各市町村のほうは、ただ言われたことだけを理解してやっているというようなどころがあるようです。被害を受けた住民の方から、いろいろ混乱しているのではないだろうかと思うような話を聞いております。

そのようなことで、各市町村で、被災者は当然のこと、被災者以外にも広く地域の方々にこの制度をどのように周知しているのか。そして、漏れがないように、できることは県として努力しているのか。知らなかったということのないように、広報をしっかりとすべきではないのかと思います。

それから、先ほどの答弁では、踏み込んだ内容として、以前は持ち家の方だけだったが、今回は借家にお住まいの方も対象になるということで、これは非常に良かったと思います。

ところが、このようなケースの方もいらっしゃいます。借家に住んでいる方で、その借家は、以前、大家さんが住んでいました。大家さんは新しい家を建てたので、それを安い家賃で借りて住んでいましたが、今回被災した。大家さんはその家を修繕しないというので、その方は違うところを探しましたが、住みなれた同じ地域でなかなか見つからない。見つかったも高層で高齢者の方は無理ということになって、この方はどこにも行くところがなく、いまだに親戚に身を寄せているそうです。

賃貸の物件に住んでいる方の生活必需品は、75万円まで支援していただけるということで大変ありがたいのですが、このようなケースの場合、貸している住宅に対して支援がありませんという説明がなされています。ところが、この方のように、大家さんが修繕しないところもあるので、この制度が生活再建になっていない。隘路というか、極めてレアケースですけど、そのようなことが現実にあるようです。

生活再建の支援については、そこまで県も考えないといけないのではないかと思います。この書面には載っていないようなレアなケース、それからイレギュラーなケース、そのようなものに対してはどう対処されるのかをお聞かせいただきたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、3点の御質問を頂きました。

まず、一部損壊の件でございます。一部損壊につきましては、大規模とか半壊に至らないということで、例えば、瓦が1枚飛んだような分も含まれまして、対象にならない、床上浸水でもないというようなものでございます。

全壊や半壊ということにつきましては、内閣府が出しております災害に係る住家の被害認定基準運用指針というものがございます。これに基づきまして各家屋の被害の程度を調査いたしまして、その被害の程度は、例えば、20%以上であれば半壊ということで調べて、どのような被害かというのを決めております。

次に、今回の制度を漏れのないように広報すべきではないかという御質問でございます。

これにつきましては、各市町村それぞれやり方は違っておりますが、案内の文書を郵送したり、広報紙を全戸に配布したり、あと、被害の範囲が限られたところにつきましては、職員の方が直接出向かれて口頭で内容を説明されています。

また、県のほうでは、今回、この制度ができて公表させていただきましたのが8月14日で、マスコミの皆様には大きく報道して頂きました。さらに、その内容につきましては直ちに県のホームページへの掲載をしたところでございますし、現在、今回の台風11号、12号に伴う県の支援制度を取りまとめものを、わかりやすく県のホームページのトップページから入れるようにしております。

次に、借家のケースでございます。今回の制度をつくるにあたりまして、床上浸水世帯を対象とするでありますとか、生活必需品を補助対象とするというようなことで、従来の制度に比べまして一步踏み込んだ制度を創設させていただいております。

そして、委員がおっしゃったような、借家にお住まいの方で大家さんが修繕ができないケースについての対応でございますが、借家の修繕につきましては、賃貸人の事業用資産であり、賃貸人が補修すべきであるということで、現在、補助対象とは考えておりません。当該事業は生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して行うということでございますが、事業収入を目的とした大家さんが修繕を行わないという理由だけで当該事業の補助対象とすることは難しいと、現在考えております。

大西委員

賃貸物件には一切、家屋には支援をしないということはわかりました。しかし、私が言っているのは、その賃貸物件に住んでいる方が、もう修繕しないということになったら、それは生活再建になっていない。だから、生活再建の支援をしてあげることが、その方には必要ではないでしょうかという質問趣旨であります。

ですから、住宅改修に支援できないということであれば、その方に何らかの支援をしてあげべきだと思います。例えば、75万円とは別に、その方が別のところにお住まいをするのに、当然、新たな礼金、敷金、家賃、引っ越し費用も要る。このようなことを考えると、引っ越し費用を面倒見てあげましょうということだってあり得るのではないのでしょうか。ただ、それは是非とも検討していただいて、生活再建になる制度にしていきたいと思っております。

広報については、漏れのないようにと私が申し上げましたのは、先ほど言われた、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市と、ずっと広い範囲で、実際、この制

度の対象世帯があるわけです。そのような市町村には、少なくともチラシをつくって、このチラシを配布してくれませんかとか、積極的に市町村に広報してくださいとか、市町村が広報をどのようにしているか把握することは県の務めだと思いますので、是非ともしていただきたいと要望しておきます。

床桜危機管理部長

せっかくの制度ですので、被災された住民の方にしっかりと浸透するようにと、正にそのとおりだと思います。

実は、以前から、このような制度は必要ではないだろうかということで、特に被害が大きかった市町村を中心に、いろいろな形で事前のやりとりもさせていただきました。

また、これはあくまでも市町村を通じての制度でございますので、制度をつくってから複数回にわたる説明会をさせていただきました。県として広報もさせていただいているわけでございますが、更に、今、委員から御指摘頂いたような形で、より徹底するよう工夫してまいりたいと考えております。

古田委員

台風12号のときは、桑野川沿いや阿南市福井町、海陽町のほうで浸水被害がたくさんありました。台風11号がもうすぐ来るという段階の8月7日に、県議団と該当する市議団、町議の皆さんと一緒に緊急申入れをさせていただきました。そのときに、今もお話があったように、壁、床、畳、家具類、電気製品など、生活必需品が被害を受けて本当に大変になっておりますので、前にあった住宅再建支援制度を復活して被災者支援を行ってほしいという項目を出させていただきました。そして、台風11号の後には、もう少し被害がたくさん出ましたので、9月4日に、ほかの市議団、町議団の皆さんと一緒に、2回目の申入れをさせていただきました。

私たちもお願いしていた生活再建支援制度は、今のところ、全国どこを見ても誇れるすばらしい制度だと思います。本当に、御努力頂いた県当局の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

先ほど被害状況をおっしゃっていただきましたが、その中でも特に那賀町の場合、どうしてこのように半壊などを増やして支援をされているのか。半壊の場合は150万円出るわけですが、床上浸水にとどまらず、半壊や全壊の判定をされていることの取組の状況について少しお伺いしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

まず、那賀町の被害の対象世帯ですが、全壊が4世帯、半壊が145世帯、床上浸水が100世帯でございます。

半壊や全壊を増やしたと古田委員はおっしゃいましたが、これはそのようなわけではなく、被害が発生した後に市町村のほうで各お宅を1軒1軒調査いたしまして、内閣府が定めました災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づきまして、壁部分がどれだけ損壊しているか、基礎や衛生設備がどうであるか、そのような被害の程度をそれぞれ現場で把

握いたしまして、全体の被害率がどれだけかということ算定した上で、このお宅は全壊である、このお宅は半壊であると認定をしていったものでございます。

ですから、災害発生当初はそこまで調査ができていなかったということで、調査の結果、そうなっているということでございます。現在、那賀町は引き続き調査をしているという状況でございます。

古田委員

私も、この判定が出された家を少し回らせていただきました。大規模半壊という判定が出たというお宅で、その判定書を見せていただきました。そこはどのような状況だったかという、1階部分の天井のすぐそばまで壁がすべて落ちていました。あるお宅は、床上数十センチメートルで半壊でした。それから、平家のお宅は、天井ぐらいつかつかって住むところがない、すべて直さなければ住むこともできないということで全壊でした。

そのような二次調査というのを那賀町の場合はきめ細かくされて、全壊、大規模半壊、半壊という判定書を出されています。

ところが、県が統計でまとめられている分でも、先ほどの報告でも、半壊というのが那賀町が145世帯、海陽町で1世帯、阿南市で1世帯ということで、第二次調査というものがすべての市町村でされているのでしょうか。

先ほどから話に出ています災害に係る住家の被害認定基準運用指針というのが内閣府から出されていて、第二次調査というのは、第一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、または第一次調査の対象に該当しない場合に実施すると書かれていて、申請が上がってこないという書き方をしているわけです。県民の皆さんには、このようなことができるということが知られていないと思います。

ですから、第二次調査で全壊や半壊と認定されれば、また、支援額も増えるわけですので、県が市町村と連携して第二次調査もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、古田委員がおっしゃいました一次調査、二次調査でございますが、一次調査というのは、もう明らかに倒れている、明らかに全壊だというのがわかるようなもので、特に調査をしなくても見た目だけでわかるというようなものは、一次調査の段階で全壊というようなことで判定してしまうということでございます。

あと、二次調査につきましては、今回、この制度を立ち上げるに当たりまして、8月18日、19日、2回に分けて全市町村の方にお集まりいただきまして、支援制度の説明会をしております。その際に、被害の認定の方法等についても御説明をいたしました。

そして、今、二次調査につきましては、全市町村が各お宅のほうに伺いまして、実際、されています。そのやり方は、それぞれ市町村の状況で異なってまいりますし、被害の数の違いもあると思います。そのような中で、那賀町は業者に委託してやっているということでございますが、阿南市や海陽町は、それぞれ職員が各戸を回りまして、適切に二次調査をやっているとお聞きしております。

古田委員

先ほど広報の話が出ましたが、那賀町の場合は、那賀町生活再建助成金について、床上浸水住宅の二次調査の実施と判定結果及び助成金請求書類の送付に関して大変きめ細かい部分まで配慮してつくられて、出されている。そして、ふだんから浸水被害があるので、町のほうで基金を積み立てられて、今回、床下浸水のお宅には10万円補助するということで、本当に町民の立場に立った支援制度をされており。

このような進んだ取組を、ほかの市町村へも是非広げていただきたい。そして、二次調査について、それぞれの市町村でもされているとおっしゃいましたが、那賀町は細かく調査をされて、床上浸水の3分の2ぐらいまでが全壊や半壊などの認定がされているようです。阿南市の加茂谷地区でも同じような被害を受けていますが、阿南市の場合は残念ながら、まだ半壊が1世帯ということですので、きめ細かく二次調査も行うよう市町村としっかり連携していただきたい。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

那賀町の取組につきましては、各市町村のほうにも御紹介をしておりますし、今後、住民の方に広く周知をしていただくよう、市町村には依頼していきたいと思っております。

また、調査につきましては、各市町村で運用指針に基づいて適切にしていると思っております。各市町村で被害の程度が違うとは思いますが、運用基準に基づいていただければ、同じような結果が出るのではないかと思います。

古田委員

浸水深による判定で、1回天井まで浸水した場合は全壊、床上1メートルまで浸水した場合は大規模半壊、床上浸水は半壊という大まかな判定が出されて、壁はどうかなどをそれぞれ調べていく運用指針が出されているのですが、このようなものを参考にすれば、もっと半壊扱いというものが出るとは思わないかと思っておりますので、住民の立場に立って二次調査をしっかりと進めていただきたいということをお願いして終わります。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時48分）